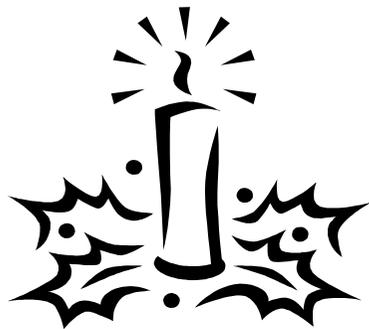


# ふるさとだより

2010年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会



ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail : [cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp)

支援者の皆様へ

代表・ルカ・ホルスティンク

今年は暑い夏が長く続き、短い秋はあっという間に過ぎて、年の終わりが例年より早く来たような気がします。この1年間を短く感じても、ふるさとの家を利用する皆さんにとっては、長くつらいときだったにちがいません。

誰でも、仕事をして少しでも賃金でも得て、自立した生活をしたいし、一般の社会人と同じように、のれんをくぐって、食事をしたいと思います。その代わりに、去年から新しくなったふるさとの家ののれんでもくぐることができたのは、支援して下さる皆さんのおかげです。

もうすぐクリスマスが来ますが、プレゼントを交換するのはよい習慣です。プレゼントは物だけではなく、お互いに与えられているもの（時間や体力など）を交換し合うことを教えてくれたのはキリストです。

キリストを抜きにしてふるさとの家はありません。

およそ2000年前に、石工の家庭に生まれましたが、たまたま国の人口調査のために親がふるさとへ帰り、たどりついた所が、親戚の家にも泊まることができませんでした。結婚に問題があったために、家族から阻害されていたからです。やっと、親切な羊飼いののおかげで、町外れにある家畜小屋に泊まることができました。窓も扉もない家畜小屋に泊まっているとき、羊飼いたちの温かい配慮によって、無事に生まれたのです。

生まれた後も、自分の国を支配しているヘロデ王からも迫害を受けて、流れ流れて、どうにか帰ったところで父親が亡くなりました。

その後30歳まで母親の元で生活をしました。イスラエルを神の国にしないと幸せはこないと、親戚にあたるヨハネに誘われて、入門式みたいなものを受けて、協

力する仲間を探し始めました。

都会のエルサレムには、大勢の聖書学者やユダヤ人の熱心党がいましたが、協力者は見つかりませんでした。自分の田舎に帰り、ガリラヤの湖で漁をする人たちに声をかけました。すると、漁だけでは生活できない貧しい人々の中に、協力者が現れたのです。その仲間たちと、「枕するところも」ないまま、あちこちを巡回しながら活動しました。こうして、身を惜しまず手を差し延べてくれる人たちに支えられ、励まされて、神の国を実現しようと旅を続けました。

今も、神の国の建設に協力してくれる皆さんがいるので、われわれも社会の底辺にいる人たちと共に、キリストが2000年前に始めた運動を、これからも続けていきます。



## 相談室から

森安健氏

最近、生活保護（以下保護とする）の申請同行で役所のおかしな対応がありました。その方は初めての保護申請でした。いつも通り、生活をする部屋を決めて契約書を書いてもらい、保護の申請書を書いて西成区役所に行きました。

普段であれば申請をする時には30〜60分ぐらいいは面談のブースに入っているのですがわずか5分ぐらいいで出て来たのです。「申請を受理されましたか」と確認をすると「居住実態が無いのでそこに泊まってから来るように」と言われたというのです。僕がふるさとの家の相談室に来てからそのような事を言われて申請が出来なかった事は今までに無く（契約書があれば申請できる）、担当をした受付職員を呼び出し話しをすると「まだ泊まっていないので居住の確認が出来ないために申請は受け付けない」と言われ「今までそのような事は無く、いつからそのような対応になったのか」と確認をすると上司に相談をしに行きました。しばらくすると戻って来て「やはり申請は受け付けない」というので「その根拠は何か。部屋については本人も住む事を決めて契約書ももってきているのだから申請をさせないのはおかしい。」ととりあえずはいつもどおりに受理させる事が出来ました。何も知らない人が役所に申請にいった場合に上記のような事を言われて追い返され、最後のセイフティーネットである生活保護がすぐに活用できず生活に困窮している人がまだまだいるのではないかと思います。

全国的に生活保護受給者が増加しており、特に大阪が増えているからといってこのような対応を取っているのであれば許されません。



越冬にとりくむ時期が来た。第41回越冬実（越冬闘争実行委員会）会議が、11月に入って毎火曜日の夜7時から、ふるさとの家で行なわれている。釜日労、協友会、医療連、野宿者ネットワーク、わて釜、ココルーム、反失連・・・あわせて十いくつの支援・活動団体、そして個人が参加しており、ひとりの死者も出さずに春を迎えようと、協議を重ね、段取りをしていく。越冬期間は12月28日～1月7日。（協友会の越冬活動は3月初めまで）。

とりくみは大きく三つに分けられる。

- ① 野宿者を励ます：医療パトロールと市民啓発パトロール、寝場所作り（布団敷き）、
- ② 食の支援：昼と夕の炊き出し、
- ③ リクレーション：越冬祭り、もちつき、卓球、ソフトボール。

いずれも課題は大きく、エネルギーを要することであり、互いの協力なしには、やり切ることは困難なとりくみばかり。しかし、自分のふるさとに帰ることのできない仲間たちが、せめて釜ヶ崎でともに年越しができるのだ。

「おれたちは年間を通してやっている。越冬だ、夏祭りだと、イベントのときだけ集まってきて主催者顔をするような連中といっしょにやれるか・・・」という人たちもいる。気持ちは分からないではない。けれど、連帯する思いはあっても、こういう機会にしか身をもって参加することができない人たちがいることを忘れてはならないだろう。

NHKの歳末助け合い募金からの支援金を、今年の越冬実が受けて、炊き出しのために米を購入したことへの批判もあるようだ。

支援活動ってなんだろうと、あらためて考えてしまう。

どんな支援活動も、その出発点では、仲間たちのしんどい状況に対して、はらわたを突き動かされ、放っておけないという思いからはじまっているはず。それがいつの間にか、活動そのものを誇りとし、だれがやっているかに注目してもらいたいという思いもきざす。気をつけなければならない。

釜ヶ崎の現状は、格差、偏見、差別、失業、事故、疾病、ストレス、家庭崩壊、居場所の喪失など、社会の問題のしわ寄せとして顕在化したもの。社会が刷新されないかぎり、釜ヶ崎の現状はつづく。社会刷新の糸口となればとの思いをもって、釜ヶ崎への連帯を呼びかける。

いま、釜ヶ崎ではいくつもの裁判にとりくんでいる。住民票の不当抹消、特別給付金の未払い、選挙権の不当剥奪、代替策なしのテント撤去にまつわる不当逮捕な

どなど。ふるさとの家はこのとりくみをも大事にしている。闇から闇に葬り去られる仲間たちの尊厳を白日のもとに訴える手立てでもあるからだ。

越冬のスローガンは、夏祭りにひきつづき「安心して働き、生活できる釜ヶ崎を！」



## 談話室より

マーコ

失業を理由に生活保護を受けやすくなったため、昨年から今年にかけ相談件数や夜まわりをしても野宿者の人数が減りうれしい限りです。しかし生活保護を受けてからも就職活動がうまくできなかったり、仕事が見つからなかったり、生きがいややる事がなく、「仕事をしたい」との思いがかなう人は少ないです。時々ですが「就職が見つかった。生活保護はいつ辞めたらいいんやろう」と聞きに来る人には、あせらず役所のケースワーカーと相談しながらやめるようにと伝えます。「すぐにでも自分の稼ぎで生活したい」という思いがひしひしと伝わってきます。

## 定額給付金訴訟

Aさんは2007年の大阪市による住民票削除で住民票を失いました。定額給付金は住民登録地に申請書を送るというやり方だったので、住民登録をしていない人は申請書すらもらえませんでした。申請期間が終わりに近づき、とりあえずシェルターで泊まっている人、野宿の人、Aさんの9人が申請しようということになりましたが申請書がないのでどうしようかとなりました。「皆がもらえないのに自分がもらうわけにいかんなあ」とまだ申請書を持っていたのは本田神父だけでした。とにかくコピーをさせてもらい大阪市に送りましたが、後日返送されました。その間、大阪弁護士会に人権救済の申し立てもしました。Aさんは審査請求をしましたが却下されました。大阪市の却下理由は「給付金は民法上の贈与契約の申し込みに対する不承諾」とわかりにくい理由ですが、たぶん「こちらが一方的にあげるものなので、欲しいといった人にあげないのもこちらの自由」といっているのでしょうか。そして今年5月には国賠訴訟に発展しました。大阪市は国の言うとおりにやった事業、国は大阪市にあげたお金なので大阪市の事業とお互いに責任のなすり合いをしています。9月には大阪弁護士会が「住民登録のない路上生活者に定額給付金を支給しないのは人権侵害、不当に差別するもの。相当額を支給するように」国と大阪市の改善勧告を出してくれました。

「しゃあないわ」とあきらめるのではなく、「おかしいことはおかしい」「(他の)自分と同じ立場の人のためになるなら」と行動を起こす仲間がどんどん増えて裁判所に行く機会が増え、時には3つの裁判傍聴のはしごということもあります。



## 2階から

堤年弘（ボランティアスタッフ）

今年は関西各所でも、例年になく紅葉が美しいとか。夏の猛暑が続いた後、10月後半には冬の到来を告げる木枯らしが例年より早く吹いたりして、寒暖の差が大きかったからのようです。それにしても、8月には35度以上の猛暑日がつずっと続いて、あの頃の暑さには本当にこたえました。いつも「ふるさとの家」に来ている人々に、寒さ暑さ、どちらがましか愚問を投げかけてみました。あの猛暑の感覚は、今はのこっていないのでしょうか、これから更に厳しい寒さを迎えるのですから、一様に路上生活での冬場の生活の辛さを語っていました。ここ釜ヶ崎を中心にして、冬の厳しさに、春を待たないでなくなる人は毎年、後を絶ちません。

さて、仕事が見つからず、野宿を余儀なくしている人にとって、空き缶回収が大きな収入源になっています。京都市はいくつかの他の市にならって、10月末、指定業者以外の回収禁止の条例を議会で可決しました。市は指定業者に空き缶を売却することによる収益、一部の市民から集積所が散らかされて困るという苦情が理由のようです。一応は失業者の抗議の声に就職の紹介、自立支援策の推進も折り込んでいます。きれいごととは並べていますが、こんな、ひとの毎日の生活の糧を奪う条例は直ちに撤回すべきです。

最近、生活保護受給者の急増関連のことが多く報じられています。年齢に関係なく生活ができなければ当然保護申請ができるわけですが、そんな状況につけ込んで手際よく手続きし、住まいを提供、受給金の大半を吸いあげる「囲い屋」など貧困ビジネスが横行しています。大阪府は対策として、悪徳業者を締め出すため届出制にして監視するとか、受給者は契約していても解約できるようにするとの条例をつくりましたがそんなにうまく行くとは思われません。現在、生活保護受給者は全国で130万世帯、大阪市が19人に1人、西成区では5人に1人、ここ釜ヶ崎では3人に1人にと増え続けています。この状況から、全国最多の生活保護者を抱える大阪市を中心に多くの政令指定都市が、財政負担の抑制を図ろうと、働ける年齢層について生活保護受給に一定の制限を設けることや、医療費の一部負担を盛り込んだ生活保護法の改正を厚生労働省に提出しました。これまでも、受給申請を抑えるノルマがあったり、申請させない水際作戦があったりと、いかに保護をしないかに躍起になっていました。生活保護費の増加が財政に影響しているのは事実でしょうか、最初から制限付きの生活保護というのは、生存権を規定した憲法25条に違反しているといえます。行政のいう働ける年齢層は、仕事さえあれば働ける年齢層なのですから、受給制限をつける行政はもとより、会社企業もおもいきってワークシェアリング採用で雇用を増やすことなどで、社会的企業責任を果たすべきです。これからは場あたりでない方策を期待したいものです。



ふるさとの家2Fに、いつも休憩に来られ、仕事仲間のリーダーであった、50歳のYさんが昨冬、脳梗塞で倒れ強い半身マヒが残り病院でリハビリ中です。リハビリや病院生活が、思うように行かず落ち込んでおられます。病状が安定すると、2～3ヶ月毎に転院となり、油断すると個人情報とかで、行き先さえ教えてもらえません。

当初、リハビリのために入院した病院で、ことばが不自由になられたYさんのしゃべり方を冗談で口まねした病院スタッフがいて、その出来事にYさんは傷つき長い間封じ込めていた幼いときから現在までのつらい気持ちがセキを切ったようにあふれ出しワーワーと大声で泣かれたそうです。元気なときはいつも物静かで、仲間達のために心をつくされていた方なのです。5歳の時、小児マヒを発症し、妹と父母はすでに亡くなり1人きりだという事を初めて話されました。主任ナースが「スタッフの言動は、ほんとうにあってはならない事ですし、はずかしい限りです」と謝罪されました。いままでYさんがどんなにしんどい生活をされ、頑張って来られたかも説明し、スタッフ皆で共有してほしいとお願いしました。幸いYさんには常に気にかけてくれる仲間達がいて、ふるさとのスタッフと2週間に1回、現在4カ所目の病院に面会に行っています。

私事ですが、数年前、理学療法士をしている息子とのやりとりを思い出しました。「ほんとうはこんな事話してはいけないし、ましてやお母さんが釜ヶ崎に関係しているのに、こんな事思うのはあかんけど、今、全身やけどしたホームレスだった人とかかわっている。その人はどうしても心を開いてくれない、とりつく島がないんや……。この人は生きてる意味があるのかなとまで思うことがある」というような事を言ってきました。

私は『あのね、あたり前のことやけど、その人は、新宿で74年間ホームレスしていた訳ではないよ。小さい時、山で遊びましたか、海、川で遊びましたか、一緒に遊んだ友達の名前覚えていますか、そんなことから糸口がつかめるのではないかな。もしかしたら、そんな誰にでもある思い出すらない大変な人生やったかもしれないよ。生きてる意味は立派にあるよ。しんどい、しんどい人生の最後に全身やけど負わされてたどり着いたリハビリ室で、若い青年に人とのかわり方を、身を呈して伝える事ができたら、それこそ、生きてる意味があると思う。うまく話せなければ、想像してみてほしい。そんな気持ちで目の前に立ってくれたら、あなたに1mたくさん歩かせてもらうよりうれしいと思うよ』と答えました。いろいろな人の家族に替わり、これもまたあたり前の事だけど、1人1人大切な命ですと機会ある事に伝えたいと思います。



## ボランティア紹介

植田さんは京都より毎週木曜日に来てくれている大学生です。バザー、病院訪問などを手伝って下さっています。

被昇天西成修道院のs r 森川、s r 宮本、被昇天学院関係の方々が3~4人ずつ入れ替わりで、毎週火曜日のバザーに手伝いに来てくださいます。

## 事務室より

藤井

☆ 2010年度会計中間報告(2010年4月1日~2010年9月30日)

単位:円

収入の部		支出の部	
前期繰金	1,833,957	人件費	7,698,986
寄付金	18,417,206	活動費	2,233,778
		繰越金	10,318,399
合計	20,251,163	合計	20,251,163

今年は遺言書による寄贈が2件ありました。今のふるさとの家が建って30年以上になり耐震工事や防水工事をどうしようかと話し合いをしていましたので計画を進めることができそうです。

公的支援に一切頼ることなく皆様一人ひとりのご支援でふるさとの家を今年も維持運営できました事を心より感謝いたします。

## ふるさとの家で必要なもの



- \*特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
- お菓子（誕生日会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
- 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カッパ・傘）
- 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
- 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ボストンバック・リュック）
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの、布団は使えません）

### 注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

- × 布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。  
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

### 三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

## ☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。